

安全報告書（平成28年）

平成27年度

松山市 観光・国際交流課
松山城総合事務所

安全報告書の公表にあたって

皆様には、日頃より松山城ロープウェイ・リフトをご利用いただき、誠にありがとうございます。

本市では、経営理念の第一に乗客の「安全の確保」を掲げ、法令遵守のもと安全輸送に努めております。

なお、本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全面の現状についてお知らせし、皆様からの声を今後の輸送の安全に役立てるため公表するものであります。

松山市長 野志 克仁

1. 基本方針

本市では、「安全に係る行動規範」を下記の通り掲げ、関係者全員に周知・徹底を図り「安全輸送の確保・絶対無事故」に取り組みます。

「安全に係る行動規範」

- 1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- 2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- 3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- 4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- 5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- 6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- 7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

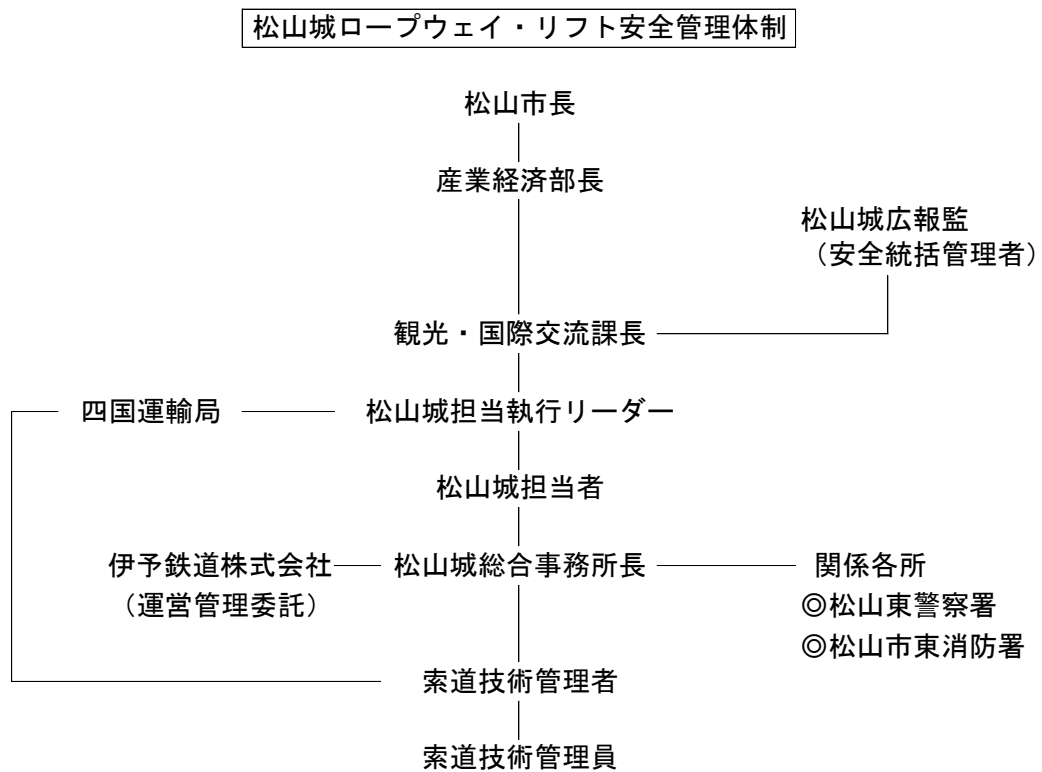
2. 安全管理

(1) 平成28年度安全目標

「有責事故」および「インシデント」発生ゼロを目指します。

(2) 安全管理体制

松山城ロープウェイ・リフトでは、索道事業における安全確保に関する管理体制を下記のとおり構築し、各々の責任者の役割及び権限を明確にしております。



(3) 安全管理方法（安全目標の達成に向けて）

① 法令・規程の遵守

- ・ 常に法令・規程を遵守して行動できるよう徹底を図ってゆきます。
- ・ 索道運転部門の従業員(含・業務用自動車運転者)は、業務開始前にアルコールチェッカーによる検閲を確実に実施します。

② 情報伝達，安全意識の共有化

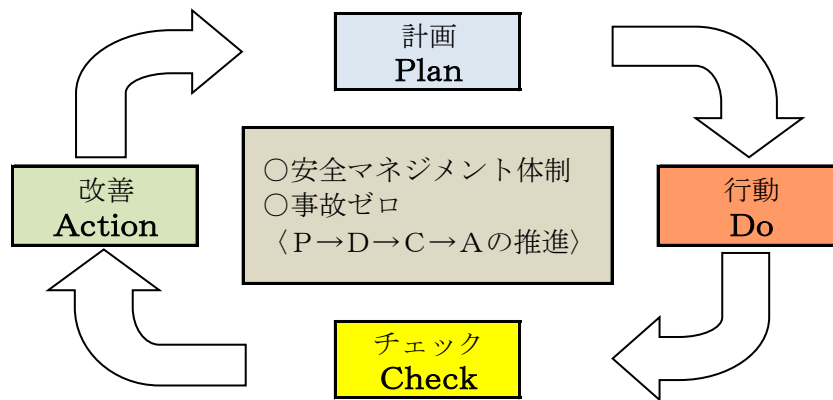
- ・ 各部門で発生する問題点を協議し情報を共有化する会議を開催します。
- ・ 安全統括管理者以下全従業員との意思疎通の円滑化を図り、現業部門が抱える問題意識や管理部門の安全思想を共有する体制を構築します。

③ 「事故の芽」報告と事故分析および対策

- ・ 現場での事故の発生を未然に防ぐ取り組みとして「ヒヤリ・ハット」報告を有効活用し、フィードバックすることによって危険因子の排除をおこないます。
- ・ 運転事故の原因究明および防止措置に関する事項を総合的に調査審議する会議を年1回実施し、各種情報や動向、事故事例(他部門/他社)等を幅広く収集して輸送の安全確保に役立てます。

④ 運輸安全マネジメント・PDCAサイクル

計画(Plan)・行動(Do)・チェック(Check)・改善(Action)のサイクルで安全性の向上を図ります。



3. 平成27年度の事故等の発生状況

(1) 索道運転事故

- ① ロープウェイ
索道運転事故は発生していません。
- ② リフト
索道運転事故は発生していません。

(2) インシデント (事故の兆候)

インシデントはありません。

(3) 災害 (地震や暴風雨、豪雨など) による運休など

- ① ロープウェイ
荒天 (雷等) のため、3日間延べ1時間20分、運行を停止しました。
- ② リフト
雨天等のため、87日間延べ347時間25分、運行を停止しました。

(4) 行政指導等

四国運輸局からの行政指導はありません。

4. 輸送の安全確保のための取組み（H27年度実績/体制）

（1）設備

走行中のリフトの状況を、集中監視できるようにしました。

リフト軌道上にカメラ計4台、山麓/山頂の監視室と運転室にモニターTV計3台を新設し、運行中の危険因子の早期発見、お客様の安全確認がより確実に出来るようにしました。



リフト監視室に設置されたモニターTV



（上）；リフト支柱上に取り付けられたカメラ
（下）；運転室に設置されたモニターTV

（2）点検・検査（保守点検業務）

お客様に安心してご利用頂くため、整備細目（規定）に準じて、日常点検をはじめ各種点検・検査を実施し安全確保に努めてきました。

また、6月には専門業者・安全索道㈱による「ロープウェイ・リフト機械設備電気設備定期検査」を実施し、より厳密な検査を行いました。

（3）訓練（緊急時の対応訓練）

自然災害や停電などによりロープウェイ・リフトが運行途中に急遽停止した際でも、迅速かつ安全確実にお客様を救助できるように訓練を積み重ねています。ロープウェイは緊急降下用具を使用して搬器からの救助訓練を、リフトはハシゴを使用した救助訓練を、それぞれ月1回以上実施しています。

また7月24日には、松山城職員と松山市東消防署との合同で公開の救助訓練を実施しました。

この他にも防災訓練（地震発生時の対処、避難誘導等）、消防訓練（火災発生時の対処、避難誘導等・消火栓を使った消火活動）など、緊急時における各個の行動や各部門間の連動がスムーズにはこぶように全体訓練を実施しました。

(4) 教育

安全に関する講習(勉強会)を定期的を開催しています。実務に即した教育訓練や改善など専門的資質の向上に、また、社会情勢の変化にも迅速に対応できるように努めております。



リフト従業員全員対象の安全講習会

その他にも、平成28年1月、2月には松山市東消防署の講師による、松山城職員への災害対応研修を実施しました。今回は「大規模な災害発生時の観光客への対応」というところに焦点を当てた研修となりました。



救急実技(心肺蘇生法・AED取り扱い等)

(5) 自然災害対策

索道運転部門の従業員は、常時風雨や雷などの気象状況や情報を早期に把握できるようにしています。

(地震対策)

気象庁の「緊急地震速報制度」を活用し運転室に緊急地震速報受信装置を導入しています。速報を受信した場合、迅速に対応できるようにしています。



緊急地震速報受信装置

(平成24年4月より運用開始)

(風対策)

ロープウェイの鉄塔に2か所風向風速計を、リフトの支柱に1か所風速計を設備しております。規定以上の風速を観測した場合は減速又は運行停止などの危険回避措置をおこなっております。

(6) テロ対策

山麓、山頂の駅舎には防犯カメラを設置しており、不審者や不審物などの監視を行っています

5. 利用者の皆様へのお願い

(1) ロープウェイ乗車時の注意事項

- ① 非常の場合は、係員の指示に従ってください。
- ② 乗車中は、禁煙です。
- ③ 次のものは、車内に持ち込まないでください。
ア. 火炎・発揮油・その他発火引火しやすいもの。
イ. 乗客に迷惑をかける恐れのあるもの。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ① リフトの利用に不安な方は、申し出てください。
- ② リフトには、1台に1名しか乗車できません。
- ③ 小学生未満の子供は、乗車できません。
- ④ 深く腰をかけ、鉄棒をしっかり持ってください。
- ⑤ 乗っている時は、次のことを行わないでください。
ア. 「イス」を揺らすこと。
イ. 「イス」から飛び降りること。
ウ. 「イス」の上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
- ⑥ 泥酔での乗車は、ご遠慮ください。
- ⑦ 乗車中は禁煙です。
- ⑧ 安全確保等のため、減速運転及び緊急停止の恐れがありますので、ご注意ください。
- ⑨ 非常の場合は、係員の指示に従ってください。

6. 安全報告書へのご意見に対する連絡先

安全報告書へのご感想、安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒790-0004
愛媛県松山市大街道3丁目2-46
松山市松山城関連施設 指定管理者
伊予鉄道株式会社 松山城総合事務所
TEL：089-921-4873
E-mail：matsuyamajo@iyotetsu.co.jp